

佐賀市キャッシュレス決済普及事業費補助金

募集要領

佐賀市経済部商業振興課

1 事業の趣旨

わが国では、増加する訪日外国人旅行者の消費取り込み等を図るため、令和元年10月からキャッシュレス・ポイント還元制度が始まる等、キャッシュレス決済の普及促進が強く推し進められています。

佐賀市においても、この数年において訪日外国人旅行者は増加傾向にあることから、その消費を効果的に獲得することが出来る環境を整えるため、キャッシュレス決済の普及促進に力を入れているところです。

このような状況を踏まえ、本事業は、事業者がキャッシュレス決済を導入する際に必要な経費を補助することにより、キャッシュレス決済導入率の増加、ひいては地域経済の活性化を図ることを目的としています。

2 支援内容

本事業は、佐賀市キャッシュレス決済普及事業費補助金交付要綱に基づき実施し、支援内容等は次のとおりとします。

補助対象要件	対象者	次の全てを満たす者であること。 (1) 中小企業者または小規模企業者であること。 (2) 市税の滞納がないこと。
	対象店舗 又は事業所	次の全てを満たすこと。 (1) 佐賀市内に所在し、事業を営んでいること。 (2) 次の業種のいずれかに該当すること。 ・小売業 ・宿泊業、飲食サービス業 ・生活関連サービス業 ・娯楽業 ・道路旅客運送業 (3) Google マイビジネスのオーナー登録を行っていること。 (4) 政治又は宗教を目的とするものでないこと。 (5) 暴力団又は暴力団員が関与する事業、風俗営業等でないこと。
補助対象事業		キャッシュレス決済に必要となる決済端末、付属機器等を導入（整備）する事業 ※令和2年4月1日以降にキャッシュレス決済の加盟店契約を行う場合に限ります。
補助対象経費		キャッシュレス決済の導入に要する経費のうち次に掲げるもの (1) 備品購入費（決済端末、付属機器、情報通信機器、その他関連機器等）

	<p>(2) 工事費（インターネット接続工事費等）</p> <p>(3) 手数料（登録手数料、工事手数料等）</p> <p>※補助対象経費とならないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費税額及び地方消費税額 ・国又は県の補助を受けるもの ・リース料及びレンタル料 ・割賦支払によるもの ・市内に事務所又は事業所を有する者以外から見積書等を徴取したもの（ただし、市長が認める場合を除く。） ・1つの決済端末につき、同一の機能を有すると認められる機器等が複数台ある場合、その2台目以降の備品購入費 <p>※決済端末の備品購入等、国の助成金の対象となるものについては、国の助成金を優先的にご活用ください。</p>
補助率	<p>補助対象経費の5分の4以内</p> <p>※1円未満の端数切捨て</p>
補助金の上限額	<ul style="list-style-type: none"> ・1補助対象店舗当たりの上限額 7万円 ・1補助事業者当たりの上限額 28万円 <p>※道路旅客運送業を営む者については、1補助対象店舗（事業所）当たりの上限額は設けず、車両1台当たりの上限額を7万円とし、1補助事業者当たりの上限額を50万円とする。</p>

3 補助金申請の手続

(1) 申請書等の配布

本事業の申請書等の様式は、ホームページからダウンロードしてください。

※ホームページ：<https://www.city.saga.lg.jp/main/54175.html>

(2) 補助金交付申請書の提出

ア 提出書類

- ①佐賀市キャッシュレス決済普及事業費補助金交付申請書（様式第1号）
- ②事業概要書（別記様式第1-1）
- ③経費の内訳（別記様式第1-2）
- ④経費の内訳がわかるもの（見積書等）
- ⑤誓約書（別記様式第1-3）
- ⑥市税の完納証明書
- ⑦見積りに係る理由書（別記様式第1-4）

※市内に事務所又は事業所を有するもの以外から見積書等を徴取したのから見積書等を徴取する場合のみ

⑧その他市長が必要と認める書類

イ 提出先

佐賀市商業振興課商業振興係

〒840-8501 佐賀市栄町1番1号（佐賀市役所本庁舎6階）

ウ 受付期間

令和2年4月20日（月）9時から受付開始

※受付は先着順とします。

※予算額に達し次第、受付を終了します。

エ 提出方法

- ・上記アの提出書類を、1部持参してください。
- ・持参以外（ファックス、郵送、電子メール等）の方法による提出は、受け付けません。

(3) 補助金交付の決定

補助金交付申請書に基づき要件審査を行い、適当と認められた場合、補助金交付を決定し、通知します。

(4) 補助事業の実施

補助金交付決定後、補助事業を実施してください。補助事業の内容に変更が生じた場合は、「佐賀市キャッシュレス決済普及事業変更申請書」等を提出し、事業変更手続きを行ってください。

※次の場合は「軽微な変更」として取り扱い、事業変更手続きを行う必要はありません。

- ・補助事業の経費所要額の20パーセント以内の変更であり、かつ、補助金額が減額となる時。
- ・補助事業の内容のうち、目的及び効果に影響しない程度の事業計画の細部を変更するとき。
- ・交付申請時に提出した見積書等の徴取先とは異なる者に発注等を行う場合において、その相手方が市内に事務所又は事業所を有するものであるとき。

※補助事業を、やむを得ず中止する場合には、速やかに市へご相談ください。

(5) 実績報告書の提出

ア 提出書類

- ①佐賀市キャッシュレス決済普及事業実績報告書（様式第5号）
- ②事業報告書（別記様式第2-1）
- ③経費の内訳（別記様式第2-2）
- ④支払の根拠となる資料（領収書（写）等）
- ⑤実施内容が分かる資料（状況写真等）
- ⑥キャッシュレス決済を導入したことが分かる資料（契約書（写）、決済機器納品書等）

⑦Google マイビジネスのオーナー登録を完了したことが分かる資料
(オーナー画面 (写) 等)

⑧その他市長が必要と認める書類

イ 提出先

佐賀市商業振興課商業振興係

〒840-8501 佐賀市栄町1番1号 (佐賀市役所本庁舎6階)

ウ 提出期限

補助事業の完了日から30日を経過した日または令和3年2月26日(金)のいずれか早い日までに提出してください。

エ 提出方法

- ・上記アの提出書類を、提出期限までに1部持参してください。
- ・上記ア④支払の根拠となる資料については、コピーの提出を可としますが、提出時に原本を確認しますので、原本も持参してください。
- ・持参以外 (ファックス、郵送、電子メール等) の方法による提出は受け付けません。

(6) 補助金の確定

実績報告書に基づき完了検査を行い、適当と認められた場合、補助金額を確定し、通知します。

(7) 補助金の請求

補助金額の確定後、速やかに補助金交付請求書を提出してください。なお、提出期限は令和3年3月5日(金) 17時とします。

請求書を受理した後、指定された口座に補助金を振り込みます。

4 注意事項

(1) 見積書等の徴取について

- ・市内に事務所又は事業所を有するものから見積書等を徴取することを原則とし、特段の理由により徴取することができない場合は、交付申請時に理由書(別記様式第1-4)を添付してください。
- ・補助対象経費と補助対象外経費が同一の契約に含まれる場合は、明確に区別して記載された見積書等を徴取してください。
- ・見積書等の記載内容について不明な点がある場合は、申請者又は見積書等徴取先事業者へ問い合わせる場合があります。
- ・見積書等に虚偽の記載がある場合や、不正と認められる行為が判明した場合は、助成金の交付対象となりません。

(2) 支払について

- ・原則、交付申請時に提出した見積書等の徴取先に発注等を行い、支払をしてください。

- ・やむを得ない事情等により、見積書等の徴取先とは異なる事業者に発注等を行う場合は、速やかに市へご相談ください。

(3) その他の注意事項

- ・補助対象となるのは今年度行う事業のうち、「交付決定通知」があった日以降に行う経費です。それ以前に着手した経費は、補助対象外となります。
- ・補助金交付申請書に記載された「完了予定年月日」までに、支払行為を含む全ての事業を完了してください。
- ・交付申請書の記載内容や事業計画に変更があった場合は、速やかに「5 問い合わせ」先まで連絡してください。

5 問い合わせ先

佐賀市商業振興課商業振興係（担当：野口、小部）

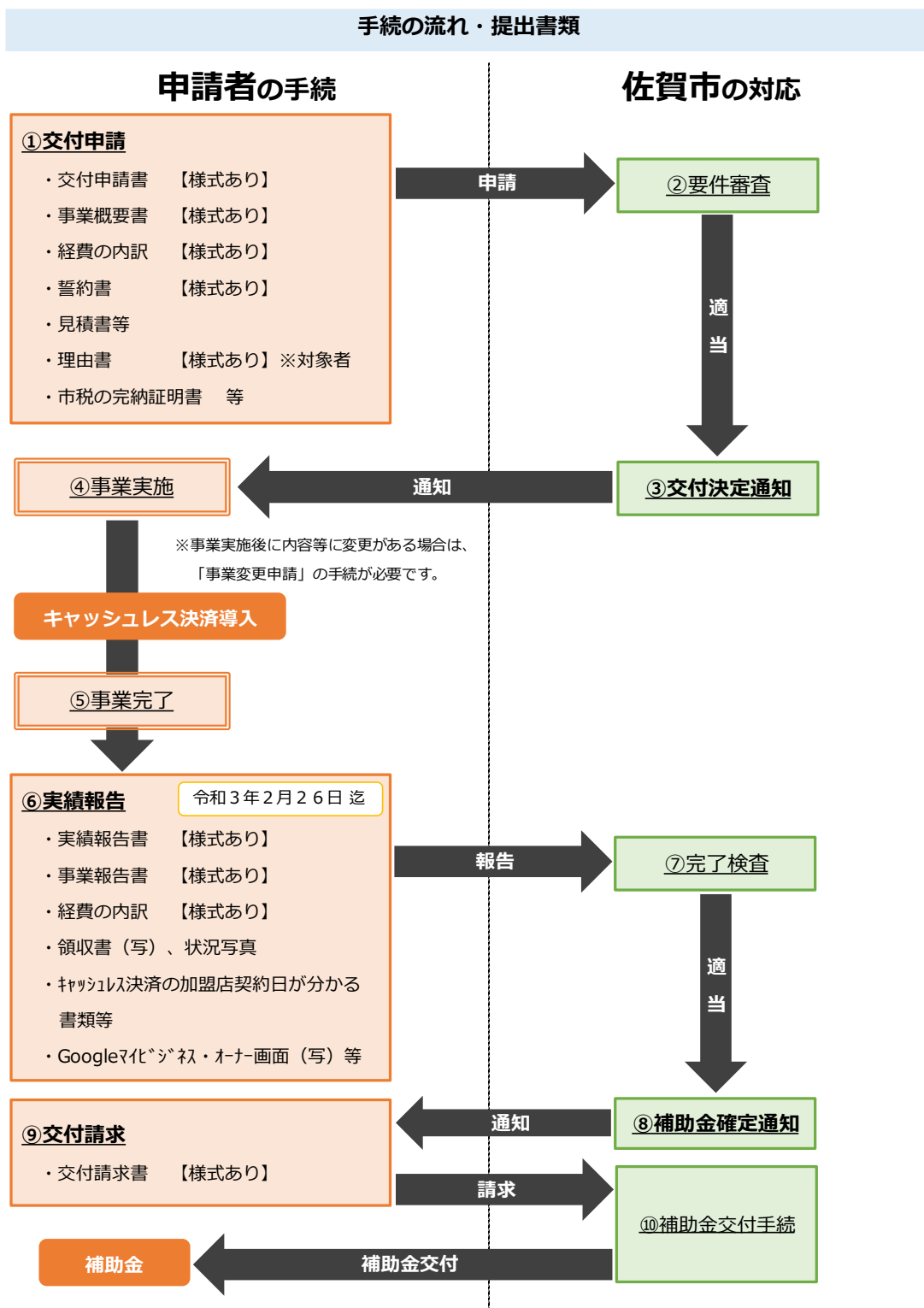
〒840-8501 佐賀市栄町1番1号（佐賀市役所本庁舎6階）

Tel 0952-40-7100

FAX 0952-26-6244

E-mail shogyo@city.saga.lg.jp

6 補助金申請の手続き（フロー図）



この補助制度の確認や各種様式のダウンロードは、佐賀市ホームページからお願いします。

『佐賀市キャッシュレス決済普及事業費補助制度について』

佐賀市 キャッシュレス 補助

検索

